

No.1 多発している乗用車、バス、バイク - 交通事故（道路）の死亡災害事例（2019年）

2019年発生月	発生時	死亡災害事例	業種 (小) コード	起因物 (小) コード	事故 の型 コー ド	労働 者 規 模
3	12 ～ 14	被災者は、事業場から配送センターへ製麺を配送するため、当該事業場所所有のバン（ワンボックスの冷凍車）を運転していた。国道を走行中、片側1車線の左カーブを直進し沿道の立木に衝突して、全身を打撲し、脳挫傷により翌日死亡したものの。	10109	231	17	10 ～ 29
1	20 ～ 22	派遣先事業場から、派遣元事業場が所有する送迎用自動車に乗り合わせて帰宅する途上の交差点で、右側から進行してきた軽自動車と衝突。そのはずみで当該送迎用自動車が電柱等に激突し、乗員8人のうち、1人が死亡、5人が負傷した。	10805	231	17	50 ～ 99
12	6 ～ 8	同僚が運転する乗用車の後部座席に乗って移動中、当該乗用車が、中央線を越えてガードレールに衝突した。	11501	231	17	1～ 9
6	10 ～ 12	自動車販売店の店舗前の路上で、自動車の積込み作業を行っている労働者が、路上を走行していた自動車に撥ねられて被災したものの。	11701	231	17	10 ～ 29
7	18 ～ 20	災害発生当日、労働者12名は朝から夕方まで建設現場で作業を行い、その後、11名の労働者は帰省するため事業場の自動車3台に分乗し高速道路を走行していたところ、1台の自動車が自動車道屋形トンネル入口付近で自損事故を起こし、乗車していた労働者4名（運転者を含む）全員が被災し、1人が死亡したものの。	30105	231	17	30 ～ 49
		ライトバンで自動車専用道路を走行中、路面凍結により軽トラック				

1	4 ～ 6	が自損事故で中央車線あたりに停車していたので、回避しようとしたところ、路面が凍結していたためスリップし、車外にいた軽トラックの運転手に接触した。その後、同人を救済しようと車外に出たところ、後続車にはねられたもの。	30106	231	17	1～ 9
10	14 ～ 16	宅地造成工事での下水道敷設のため片側交互通行としていた現場に、軽自動車が出発直前の交通誘導員の制止を無視し、バリケードを抜け、スピードを出したまま進入し、作業員1名が10mほど引きずられて死亡、ほか1名が重傷を負った。	30109	231	17	10 ～ 29
6	14 ～ 16	上水道入替工事が完了し、発注者による完了検査前の最終確認のため、被災者1名で、交差点付近を確認していたところ、自動車にはねられたもの。	30110	231	17	1～ 9
8	10 ～ 12	被災者は、木造建築工事現場において、10分間、電気・配管工事を行い、作業を終えた。その後、民家新築工事に向かうため、ワゴン車で国道を移動中、被災者の運転していたワゴン車が対向車線をはみ出し、トラックに正面衝突した。被災者は病院に搬送されたが死亡した。	30202	231	17	1～ 9
2	16 ～ 18	被災者は木建工事の進捗等を管理する業務を行っていた。災害当日、業務がひと段落したため、過去に担当した物件に向かった。当該物件の外観点検等の業務が終了し、再び現場に戻るため車で走行中していた際、被災者の運転する社用車が反対車線にはみ出し、反対車線を走行してきた運送会社の労働者が運転する4tトラックと正面衝突した。	30202	231	17	1～ 9
5	10 ～ 12	現場で発生した不要材を自社の倉庫へ運搬した後、自家用バイクで現場へ戻る途中、信号のない交差点を直進していたところ左側から直進してきた乗用車と衝突したもの。	30203	231	17	10 ～ 29
12	16 ～ 18	建設現場から帰社するために、ワゴン車で片側1車線の高速道路を走行中、右後輪がバーストして車体のバランスを失い対向車線にはみ出し、対向車線を走行中の大型トラックと正面衝突した。	30209	231	17	1～ 9

12	16 ～ 18	建設現場から帰社するために、ワゴン車で片側1車線の高速道路を走行中、右後輪がバーストして車体のバランスを失い対向車線にはみ出し、対向車線を走行中の大型トラックと正面衝突した。	30209	231	17	1～ 9
1	12 ～ 14	被災者は、建築物の解体工である。災害発生当日、解体工事を請け負った現場で解体作業にあたっており、現場に面した路上に駐車したトラックの中で昼休憩を取るため助手席側にドアを開き乗り込もうとしたところ、後方から走行してきてきた軽自動車に激突され頭部及び胸部を強打して死亡したものの。	30209	231	17	10 ～ 29
11	6 ～ 8	トンネル出入口付近において、軽トラックと中型トラック、軽自動車の3台が関係する交通事故。軽トラックを運転していた被災者は、センターラインをはみ出し、中型トラックと接触後、トンネル左壁に衝突し横転、その後中型トラックの後方を走行していた軽自動車と衝突した。	30302	231	17	1～ 9
10	6 ～ 8	解体工事現場において、被災者は、後進で入ろうとする重機輸送車を誘導していたところ、反対側車線を直進してきた一般車両に接触したものの。災害発生後、被災者は、病院に救急搬送されたが後日死亡した。	30309	231	17	1～ 9
7	14 ～ 16	被災者と共同作業員Aの2名は、道路（片側1車線）沿いにあるB事業場の資材置場の片付け作業を行っていた。道路脇で2名が休憩をとっていたところ、道路を南進してきた乗用車にはねられ、被災者は死亡、Aは脚を折る重傷を負った。	30309	231	17	10 ～ 29
12	18 ～ 20	被災者は片側4車線道路の一番左車線に運転していたハイヤーを停車させて車外後方にいたところ、後方から走行してきたバスに追突された。	40201	231	17	300 ～ 499
8	2 ～ 4	タクシーに乗務し走行中、進行方向左側の歩道に乗り上げ、ガードパイプや電気ボックスに衝突したものの。	40201	231	17	50 ～ 99

7	22 ～ 24	被災者は乗客を降ろした後、道路を北から南方向へ走行中、信号のある交差点で、ハンドル操作を誤って中央分離帯に衝突したものの。	40201	231	17	～ 299	100
5	20 ～ 22	市道上で、被災者が運転するタクシーが、信号待ちで停車していた大型トラックに追突した。被災者は、翌日搬送先の医療機関で死亡した。	40201	231	17	～ 49	30
4	10 ～ 12	被災者は、国道を走行中、追い越し車線をはみ出したため、対向車（大型トレーラー）と正面衝突した。	40201	231	17	～ 49	30
3	10 ～ 12	高速道路下り線において、追い越し車線を走行していたタクシーが、本線に車線変更し、前方を走行していたトラックを追い抜き、再び追い越し車線に入った直後、スリップし、左側のガードレールに衝突。そのはずみで中央分離帯に衝突し、停車した後、後方を走行していたトラックがタクシーに追突した。タクシー運転手死亡、トラック運転手軽傷。	40201	231	17	～ 99	50
12	22 ～ 24	高速道路のトンネル内をに高速路線バス運転走行中、他の車両火災により発生した煙により視界不良となり、前方の車に追突したものの。	40202	231	17	～ 299	100
9	16 ～ 18	駐車場に営業トラックを止め、事業場へバイクで向かっていたところ、一般道上り方で自損事故を起こした。	40301	231	17	～ 29	10
3	8 ～ 10	毎月開催される会議に出席するため、軽自動車を運転して自動車道を走行中、トンネル出口付近で、対向してきた乗用車がセンターラインを超えて進入し、正面衝突したものの。	40301	231	17	～ 99	50
2	4 ～ 6	被災者は、配送先から事業場に帰社途中、休憩のため立ち寄ったサービスエリア内の駐車場において、トイレ等の建物がある方から自社のトラックに向かって歩行中、普通乗用車に撥ねられたものの。	40301	231	17	～ 49	30

1	16 ～ 18	被災者はドライバーである。当日の業務が完了し会社の駐車場に車を止め日報等記載後、当該駐車場から約300m程の場所に位置する事務所へ向かい歩いていたところ第三者が運転する乗用車に轢かれたもの。	40301	231	17	1～ 9
11	0 ～ 2	運転代行業務のため道路を走行中、信号のある交差点で赤信号のため左側車線に停車中、他の車両が、労働者Aが運転する代行社の随行用車両に追突した。労働者Aの運転する車両はその弾みで先頭に停車中の労働者Bが運転する代行依頼者の車両に追突したもの。その結果、労働者Aが死亡し、労働者Bが軽傷を負ったもの。	40409	231	17	10 ～ 29
8	8 ～ 10	社用車を運転して東に向かって走行していたところ、左折しなければならぬ箇所を直進してしまったため、岸壁の車止めを越えて海へ転落したもの。	50201	231	17	30 ～ 49
5	14 ～ 16	被災者2名は、道有林の造林現場で当日の作業を終えたことから、乗用車で会社に戻る途中、国道を走行していたところ、進行方向右側の町道から飛び出してきた来た乗用車が運転席に衝突し、運転者が搬送先の病院で翌日死亡し、助手席の同僚が軽傷を負ったもの。	60209	231	17	10 ～ 29
12	10 ～ 12	商品の誤配が判明し、客先に商品を配達する必要が生じたが、配達用のトラック等が全て出払っていた。そのため、被災者は通勤用のバイクで配達することとし、自動車道を走行中、緩やかな上りの左カーブ付近で右側の側壁に衝突し被災、死亡したもの。	80109	231	17	30 ～ 49
5	12 ～ 14	被災者が、国道の交差点の横断歩道上を青信号で西から東に向かって歩いていたところ、国道を北進する軽自動車にはねられて被災し、同日の夜に外傷性脳出血により死亡した。	80109	231	17	1～ 9
1	14 ～ 16	自動販売機の保守点検業務を行うため、ワゴン車を運転して道路を走行中、対向車線にはみ出してトタン塀に衝突し、出血性ショックにより死亡したもの。	80109	231	17	10 ～ 29
10	20 ～	客先から帰るために社有車を運転し、自動車道上り線を走行中、中央分離帯に衝突し、反動で道路左側の法面に乗り上げて横転し、そ	80202	231	17	10 ～

	22	のはずみで車外に投げ出されたもの。				29
12	4 ～ 6	新聞配達を終え店に戻るため、道路を横断していたところ、直進してきたワゴン車にはねられ、死亡した。現場は、片側一車線の県道で、見通しの良い直線で横断歩道と信号はなかった。	80205	231	17	50 ～ 99
11	16 ～ 18	新聞の集金作業のため、被災者は自家用車で契約者宅へ訪問し、集金終了後に車道に止めた自家用車へ戻ろうと車道を歩いていたところ、走行してきた乗用車に激突され、死亡した。	80205	231	17	30 ～ 49
11	4 ～ 6	歩いて新聞配達をしていたところ、軽トラックにはねられたもの。	80205	231	17	10 ～ 29
11	4 ～ 6	新聞配達のため被災者が道路をバイクで走行中、道路左側に停車していたトラックに後方から追突したもの。	80205	231	17	1～ 9
11	4 ～ 6	原付バイクで配達中、路上電柱に衝突し頭部を強打、病院に運ばれたが翌日死亡した。	80205	231	17	1～ 9
10	14 ～ 16	被災者がバイクに乗って夕刊の配達中に、市道交差点で、軽自動車にはねられた。被災者は街路灯に衝突して頭を強く打ち、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。	80205	231	17	10 ～ 29
8	2 ～ 4	新聞配達のため、自転車を運転していた際に、自家用車と衝突し死亡したもの。	80205	231	17	10 ～ 29
8	4 ～ 6	朝刊新聞配達のためバイクを運転中であつた被災者が、信号の無い交差点に差し掛かったところ、走行してきたトラックと衝突したものの。	80205	231	17	10 ～ 29
7	2 ～	被災者は、原動機付自転車による新聞配達中、緩やかな坂を走行し、右カーブにさしかかったあたりで、縁石に接触して転倒した。	80205	231	17	30 ～

	4	被災者は病院に搬送されたが、翌日死亡した。				49
7	4 ～ 6	ミニバイクにて新聞配達中、飲酒運転の乗用車にはねられた。	80205	231	17	10 ～ 29
6	4 ～ 6	被災者が朝刊新聞配達のため運転するミニバイクと軽ワゴン車が衝突。被災者は頭などを強く打ち、搬送先の病院で死亡が確認されたもの。	80205	231	17	50 ～ 99
6	4 ～ 6	バイクにて朝刊の配達中、交差点にて同じタイミングで進入した乗用車と衝突し、バイクごと転倒して頭部を打撲したもの。入院加療中であったところ、後日死亡したもの。	80205	231	17	10 ～ 29
5	2 ～ 4	被災者は新聞配達員。二輪バイクで新聞配達中に、交差点において、赤点滅の信号を右折進行したところ、黄色点滅の信号だった右折先を進行中のトラックと衝突した。災害発生以降、入院中であったが、当該災害による傷害が原因で約2か月後に死亡したもの。	80205	231	17	30 ～ 49
5	2 ～ 4	バイクに乗って新聞配達の業務中であった被災者が、国道を走行中、交差点の南に位置する橋に差し掛かったところ、橋の入口前の道路を外れて護岸から川へ転落したもの。転落した箇所の護岸にはガードレールが存在しなかった。	80205	231	17	10 ～ 29
5	2 ～ 4	原付きバイクで新聞配達中、国道を東方向へ走行し右折するため一時停止したところ、後方から走行してきた乗用車に追突され頭部を強打し死亡した。	80205	231	17	10 ～ 29
4	12 ～ 14	新聞配達のためバイクで事業場を出発した被災者が、出発して間もなくバイクで転倒し、頭部等を強打した。病院に搬送されるも、翌日の午前に死亡が確認された。	80205	231	17	10 ～ 29
2	4 ～	被災者は新聞配達業務のため、バイクに乗って市道を東から西へと走行していた。国道を横断するため、市道から国道に侵入した際に、国道を南から北へと走行していた大型トラックと出会い頭に衝	80205	231	17	10 ～

	6	突した。交差点付近にはブロック塀が設置されており、国道と市道の交差点南側（トラック運転手側）からは、被災者が走行してきた交差点東側の市道は見え、見通しの悪い交差点である。					29
1	2 ～ 4	被災者は、新聞配達のため市道を歩いて横断していたところ、軽自動車にはねられ重傷を負った。その後、病院に搬送され療養していたものの、入院先の病院で死亡したものの。	80205	231	17	～	30 49
1	4 ～ 6	国道を原付自転車で新聞配達のため走行中、対向車線の軽四乗用車がセンターラインをオーバーし、被災者と衝突した。入院した医療機関で治療を継続してきたが、後日死亡した。	80205	231	17	～	10 29
11	16 ～ 18	当日、支社で行う研修に参加した後、自宅に帰宅するため自家用車で自動車道を走行中、路面凍結によりスリップし左側ガードロープに衝突し、その弾みで片側2車線の中央に停止したところ、後方より走行してきた大型観光バスに追突され、助手席の被災者は死亡、運転者が重傷を負ったものの。	80209	231	17	～	10 29
5	18 ～ 20	事業場から原動機付自転車で配達先に向かう途中、信号のない十字路交差点を直進する際、右方より走行してきた普通乗用車と衝突し負傷したものの。被災者は、病院にて入院療養中であったが、後日交通外傷に起因した敗血症により、死亡した。	80209	231	17	～	10 29
4	18 ～ 20	ピザの配達後、原付自転車で帰社する途中の交差点において、自動車と出会い頭に衝突し、死亡した。交通事故が発生した交差点は、市道が交差する信号機の無い交差点で、被災労働者は優先道路を東進、相手側は南進、交差点の北西角の民家の外周のブロック塀で見通しが悪かった。	80209	231	17	～	10 29
4	18 ～ 20	事業場のフランチャイズ店。被災者は原動機付自転車を運転して配達し、その帰路、信号機の無い交差点に直進進入した際、同交差点右方から直進進入してきた軽自動車に衝突され即死した。	80209	231	17	1～ 9	
12	22 ～	下水道工事に付随し片側3車線中2車線を道路占有しバリケード内	80409	231	17	～	10

	24	で交通誘導中、突っ込んできた軽自動車にはねられた。				29
7	10 ～ 12	被災者は乗用車に乗り、小学校から道路に入り、直線道路を運転していたところ、対向車線を走っていたミキサー車に正面衝突した。ドライブレコーダーを確認したところ、被災者の運転していた乗用車が、センターラインを越えていた。	90201	231	17	1～ 9
9	18 ～ 20	原動機付自転車で配達中の被災者が信号のある交差点内で右折しようとした際に、反対車線から直進してきた乗用車と衝突したものの。	110101	231	17	100 ～ 299
4	12 ～ 14	バイクによる郵便配達作業において、被災者は右折のため、国道のセンターラインの内側に停車していたところ、対向してきた乗用車に正面衝突され、さらにバイクの後方から走行してきた軽乗用車に衝突されて、搬送先の病院で死亡が確認された。	110101	231	17	100 ～ 299
11	8 ～ 10	被災者は、自宅から利用者宅へ事業場貸与の原付バイクで直行し、利用者宅で介護を30分程度行い、2件目の介護開始まで時間があつたので、事務所へ戻って書類整理をすることになっていたが、事務所へ戻る途中、道路を走行中に交通事故で死亡。	130201	231	17	1～ 9
10	14 ～ 16	被災者は用務のため、乗用車を運転して、市道（片側一車線の緩やかなカーブ）を走行中、センターラインを越えてしまい、対向車線を走行していたワゴン車と正面衝突した。被災者は病院に搬送されたが、同日死亡。	130201	231	17	100 ～ 299
8	14 ～ 16	訪問介護先にヘルパーを迎えに送迎車で訪問先まで行き道路上（緩やかな坂道）に停車させた。運転者は降車し助手席の荷物を移動させようとしたところ、突然車両が無人のまま動き出し、運転者とヘルパーは車両後部で止めようとしたが止まらなかったため、運転者がヘルパーに運転席のレバーをパーキングに入れるよう指示したが、車両は止まらず二人は転倒した。車両後部にいた運転者が車両の下敷きになり被災した。	130201	231	17	30 ～ 49

11	14 ～ 16	被災者は、事業主が所有する自動車で勤務先へ向かって走行していたところ、対向車線にはみ出し、対向車と正面衝突したものの。被災者は宿泊施設で調理人として勤務する者であり、食材の仕入れの業務の帰路に被災した。当時、現場の路面は数センチメートルの積雪がある状況だった。	140101	231	17	1～ 9
4	6 ～ 8	県道で、原動機付自転車を運転して朝食の食材を近くのコンビニエンスストアへ購入しに行く途中、転倒し、10日後に死亡したものの。	140101	231	17	10 ～ 29
7	8 ～ 10	被災者が、ゴミ収集車を運転し、交差点を東から西に向かって青信号に従い走行中に、相手側車両が交差点の南から北に向かって赤信号であるにもかかわらず走行してきて、交差点内に侵入し、被災者の運転する車両に衝突したものの。	150103	231	17	1～ 9
8	8 ～ 10	工事現場から道路へ出るダンプトラックを誘導するため、道路上で、北進する一般車両に停止の合図を行っていたところ、当該一般車両にはねられたもの。	170201	231	17	10 ～ 29
7	14 ～ 16	被災者は、工事現場において、片側交互通行規制の交通誘導を行っていたところ、停止の合図を無視してきた一般車両に轢かれたもの。その後、入院加療中であったが、後日容態が急変し死亡した。	170201	231	17	50 ～ 99
4	10 ～ 12	交差点付近で交通誘導業務を行っていたところ、警備員の誘導を無視して走行した軽自動車にはねられたもの。	170201	231	17	10 ～ 29
4	6 ～ 8	被災者ら2名で、建設工事現場の警備業務に向かうため乗用車で移動中、交差点で信号を右折しようとした際、対向車線を直進してきた軽ワゴン車と衝突し、後部座席に乗車していた被災者が死亡した。	170201	231	17	1～ 9
4	8 ～	被災者は、道路整備工事現場において、現場の周辺に規制表示の看板を設置した後、現場に移動するため規制エリア内を歩いていたところ、規制表示を無視して侵入してきた乗用車にはねられ、頸椎損	170201	231	17	100 ～

	10	傷により死亡したものである。				299
3	2 ～ 4	市内の保線工事に関し、自動車等が当該現場に立ち入らないよう に、現場責任者（施工者）より指定された場所（当該工事現場から 約360m離れた道路上）で被災者（警備員）が1人で車両誘導を していたところ、車道を走行中の乗用車に跳ね飛ばされて被災（死 亡）した。	170201	231	17	30 ～ 49
2	14 ～ 16	電気工事現場において、一般車両の交通誘導業務を行っていたとこ ろ、一般道路を走行してきた乗用車に衝突されたもの。	170201	231	17	50 ～ 99
11	18 ～ 20	高速道路にて直前に発生した交通事故の車線規制中の災害。別部隊 による車線規制が既に行われており、被災者は事故車後方から走っ てくる車両に対し発煙筒を振って知らせていた。後方から走ってき た乗用車が規制に気づき、減速して追越車線から走行車線へと車線 変更後、さらに後方から来た乗用車が当該車両に続いて車線変更し ようとしたが当該車両に追突しそうになり右にハンドルを切ったと ころ、被災者を撥ねたもの。	170209	231	17	30 ～ 49
8	20 ～ 22	被災者は港水路測定のため、同僚1人と2名で社用車を使用して、 事業場を出発し、高速道路を利用して現場に向かっていった。自動車 道上路線を走行中、強い雨が降っていたため、ハンドルが制御不能 になり横転した。その後、後続の大型貨物車に追突され、助手席に 乗っていた被災者が死亡した。	170209	231	17	1～ 9
6	2 ～ 4	午前、運転代行のため、客の車と運転代行会社の車の2台で、客宅 に向かっていったところ、客の車を運転する同僚が、被災者の運転す る運転代行の車がついてきていないことに気がついた。そのため、 同僚は被災者に連絡を取ろうとしたが取れなかった。そうしたとこ ろ、被災者の車が市電停留所のクッションドラムに衝突しているとの 通報が警察によせられた。被災者は、胸部圧迫により死亡したも	170209	231	17	1～ 9

		の。				
5	10 ～ 12	被災者は、会議に出席するため、軽自動車を運転し、自動車道を走行していた。トンネル内（センターポールのみ片側1車線）において、対向車線を走行していたワゴン車が前方乗用車を左側（路側帯側）から追い抜こうとした際に乗用車の左側面と接触、弾みでトンネルの路肩部にぶつかった後、対向車線にはみ出して被災者が運転する軽乗用車と正面衝突したものの。	170209	231	17	50 ～ 99
4	12 ～ 14	被災者は自宅から訪問先へ向かうため、自動車にて走行中、トンネルの入口左側の側壁に衝突し、胸部大動脈損傷により死亡したものの。	170209	231	17	1～ 9
4	14 ～ 16	A社の2名と被災者を含む協力会社Bの2名は、打ち合わせのため、事業場から乗用車に同乗し本社に向かった。国道を走行中、対向車線を走行していた軽乗用車がセンターラインを越えて正面衝突した。乗用車の助手席側後部座席の被災者と軽乗用車運転手の2名が死亡、乗用車の運転手・助手席・運転席側後部座席の3名が負傷したものの。	170209	231	17	30 ～ 49

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/SIB\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SIB_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210\\_36.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202210_36.html)